

令和5年(2023年)12月1日

報道関係者各位

茨城県総務部総務課
(担当：仁平、久保田 029-301-2239)

条例公布時の電子署名を可能とするための総務省への要望の結果について

条例公布時の知事署名に電子署名を可能とするための法改正等の要望を行うため、12月1日、大井川知事が鈴木淳司総務大臣を訪問しました。



▲要望書を手渡す様子（右から鈴木総務大臣、大井川茨城県知事）

1 要望日時・場所

令和5年12月1日（金） 10:50 ~ 11:00
総務省 大臣室（中央合同庁舎2号館7階）

2 大井川知事コメント

- 紙を介在することなく、事務手続の全てがデジタルで完結することが非常に重要だと考えている。災害時など登庁が難しい場合でも条例の公布の手続が滞りなくできるよう、条例公布時の長の署名について電子署名も可能となるよう制度の見直しをお願いしたい。
- 署名という伝統を守るということも重要であるが、行政事務のデジタル化は県民サービスの観点でそれを上回る価値があると思うので、是非、前向きな検討をお願いしたい。

3 鈴木淳司総務大臣コメント

- 署名という文化も大事であり、すぐ法改正を行うことは難しいと思うが、茨城県の思いは伝わった。
- 条例公布時の長の署名について、災害などの緊急時の対応のためにも、電子署名でも対応できるようにしてほしいという趣旨の要望であることは理解した。しっかり検討する。

4 要望の背景

地方自治法における条例公布時の長の署名は自署に限られ（※）、電子署名は認められていないため、条例公布に係る事務については、紙を併用せざるを得ず、電子的に事務処理が完結できない状況にあります。

本県は、「第2次茨城県総合計画」において、「スマート自治体の実現に向けた県庁業務のデジタルトランスフォーメーションの推進」を掲げ、「デジタル技術を活用した業務改革」を進めております。

一方、国においては、デジタル社会の実現に向けて「アナログ規制の見直し」が進められており、県としても行政内部のデジタル化の徹底が求められております。

これらのことを踏まえ、この度、条例公布時の長の署名について電子署名による方法が認められるよう、法改正等を要望するものです。

※地方自治法第16条第4項

当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

（補足）「署名」⇒長が条例原本に自署すること（松本英昭『新版 逐条地方自治法 第9次改訂版』（学陽書房、平成29年、240頁））。

5 要望内容

別紙「要望書」のとおり

要 望 書

茨城県政の推進につきましては、日頃から格別の御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県は、デジタル技術を活用した業務効率化をはじめ、行政のデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進しております。

一方、地方自治法における条例公布時の長の署名は自署に限られ、総務省の見解においても、電子署名は認められておりません。

したがって、条例公布に係る事務については、紙を併用せざるを得ず、電子的に事務処理が完結できない状況にあります。

現在国が進めている地方公共団体のアナログ規制の見直しに照らしても、当該長の署名について電子署名による方法が認められるべきであり、また、そうすることにより、デジタル・ガバメントの実現につながるものと考えております。

つきましては、デジタル社会の実現に向けた取組の一環として、条例公布時の長の署名につきましては、電子署名による方法が認められますよう、法改正を含め、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

2023年12月1日

総務大臣 鈴木 淳司 殿

茨城県知事 大井川 和彦